

書 評

(新日本出版社・1998年12月刊・2000円)

(明治大学教授)

角瀬保雄編著

『「大競争時代」と規制緩和』

藤田 実

日本経済は、91年のバブル崩壊以後、長期にわたる停滞状態が続いており、景気回復の見通しがつかない状態が続いている。実際に、政府見通しでは99年度は0.5%成長とされているが、多くの民間シンクタンクはマイナス成長を予測している。これに対して、アメリカでは「黄金の60年代」に匹敵する「成長」(実際は、情報バブルと株バブルであるが)を続けており、99年2月の失業率は日本が4.6%、アメリカが4.4%と日米が逆転するに至っている。

日本経済の停滞とアメリカ経済の「好調」という対照的な経済状況を受けて、日本経済復活の処方箋として、規制緩和に対する要求が一段と激しくなっている。例えば、労働法制に関しては、派遣労働と民間の職業紹介をほとんどの職種に広げる労働者派遣法と職業安定法の改正案が国会に提出され、可決される方向にある。

私たちは、最近、こうした財界流の規制緩和路線に対抗する強力な理論的武器を手に入れた。本書『「大競争時代」と規制緩和』の刊行がそれである。

まず本書の構成と執筆者名(敬称略)を紹介しておこう。序章「規制緩和への視点」(角瀬保雄)、第1章「日本版『金融ピクパン』と国民生活」(斉藤正)、第2章「テレコムビジネスの規制緩和とNTT分割」(井上照幸)、第3章「公共交通の規制緩和と国民生活」(青木俊昭)、第4章「流通の規制緩和と中小業者、地域社会」(田中哲)、第5章「独占禁止法の「改正」と規制緩和」(木元錦哉)、第6章「日本的労使関係の転換と規制緩和」(木下武男)、第7章「農業の規制緩和と農業・食糧問題」(神田建策)、第8章「地球環境への規制緩和の影響」(増田善信)、第9章「医療・福祉分野における規制緩和と国民生

活」、第10章『「行政改革」と国民の利益」(中西啓之)。

この構成を見ただけでも、本書は理論的問題から産業、労使関係、医療・福祉分野、地球環境、行政改革に至るまで、現在の規制緩和政策に関わるほとんどあらゆる分野を対象にして、それが国民生活に与える影響を分析しているということがわかるであろう。

国民生活に対する影響という点から本書を見てみれば、次のようなマイナスの影響が指摘されている。まず序章では、弱肉強食の「大競争」によって、大資本の利益追求を保障するのと対照的に失業と生活不安をもたらすものであることが指摘されている。

第1章の金融ピクパンでは、カジノ資本主義のさらなる進行、外資系金融機関の「プレゼンス」の高まり、銀行労働者に対するリストラ合理化の推進と地域経済の衰退などが指摘される。

第2章のテレコムビジネスではNTTの持ち株会社化を契機とするリストラの推進と株主代表訴訟の骨抜きの問題点が指摘される。また、プライスキップ制について次のように述べられているが、これは情報通信分野では規制緩和のメリットのみが評価される傾向があるだけに貴重な指摘である。すなわち、「現に米国では、プライスキップ制の下で独占的な地域電話会社ナイネックスの市内通話料金が、90年から94年の間に77%も値上げされた。」

第3章の公共交通では運行基準の緩和と安全性の軽視の問題が日本発着便の異常運航件数の増加という形で実証される。また、幅運賃という形で自由化された後も航空運賃は低下していないこと、さらにタクシーやバス事業の規制緩和では、労働条件の低下が必至であることなどが批判されている。

第4章の流通業では、大店法の規制緩和によって、空き店舗問題、モノづくりの空洞化、中小商店街の空洞化が促進されていることが実証される。また、中小小売業の衰退によって地域の商店街や中小小売業者が果たしてきた引き売り、配達やご用聞きなどの福祉的役割が後退する危険性があることが指摘されている。

第5章の独禁法では、とくに独禁法4章の企業結合規制の緩和に対する影響について、次のように述べられている。すなわち、「企業結合規制の緩和は、

市場支配力の形成に対する抑止力の欠如、監視力の弱体化をもたらすから、企業間の結合関係を複雑、不透明にしたり、そのみならず、企業グループや系列関係の強化につながる危険性がある。」規制緩和は、競争原理を徹底させることに主眼があるのだから、本来は独占禁止法の強化こそ必要なのに、ここでは正反対のことが行われようとしていることに注意すべきである。

第6章の労使関係では、現在生じている賃金と雇用の大転換を労働分野の規制緩和に関わらせて説明し、それは日本的労使関係の解体を導くものであるとし、次のような対抗策を提示している。第1に、企業内における賃金の既得権の擁護とその組み替え、新たな賃金基準の確立のための政策、第2に終身雇用制の擁護から、解雇規制と横断的労働市場の規制へとという政策、第3に「男女共通規制」原則と「男女共の家族責任」原則に基づいて労働条件の規制緩和をはかることが、対抗政策として提示されている。

第7章での農業分野では、WTO体制成立にともない、生産者には米価の下落による農業所得の減少、消費者には農産物・食料の安全性をめぐる不安の増大などが生み出されていることが指摘され、規制緩和によって国内農業が縮小再生産されつつある現状が鋭く告発されている。

第8章の環境問題では、規制緩和による環境問題への影響が来店法から自動車、コメ問題、木材の輸入自由化、ゴルフ場問題、ごみ焼却場とダイオキシン問題に至るまで、広範な領域にわたって分析されている。そして環境破壊を防ぐ基本は規制と環境アセスメント基本にすべきことが提示されている。

第9章の医療・福祉分野では社会保障の構造改革と営利企業の医療・福祉分野への参入による影響が分析されているとともに、医療・福祉における「競争的市場モデル」の落とし穴についてアメリカの研究をもとに具体的に指摘されている。

第10章の行政改革・自治体改革では、民間委託によって労働条件の低下がおきること、職員に対する成績主義的人事管理によって、職員が分断され、住民ではなく査定権者の上司の意向をまず考えるような官僚的な職場がつけられること、さらに自治体再編ではコミュニティの破壊、過疎化のいつそうの進

行などのマイナスの影響が指摘されている。

このように、本書を読むと、規制緩和は国民生活に対して破壊的な影響を与えるのであり、それは規制緩和論者がいうように「多少の痛み」どころの話ではないことがよく理解できる。もし、このまま規制緩和が推進されるならば、たとえ経済や産業は「回復」したとしても、国民は「安定した職業生活」「不安のない生活」はもはや望めなくなるのではないだろうか。国民は資本主義のむき出しの競争原理（＝「競争」と言う名の暴力）の中で一人で立ち向かわざるをえなくなるのではないか。

このような規制緩和による資本主義のむき出しの暴力性に対抗して、国民生活を安定的に維持するために今必要とされるのは、規制緩和路線に対抗する対抗戦略構想であろう。規制緩和推進路線に対して理論的・実証的に反対すると同時に、規制緩和からのマイナスの影響を最小限にするための政策提起が求められる時代に入ったのではないか。最近、規制緩和論者でさえ議論せざるをえなくなっている、国民生活に対するセイフティーネット（安全網）の構築である。この点では、それぞれの領域で「大企業に対する民主的規制」「多国籍企業の規制」など対案はあるが、規制緩和が推進される状況の下で、国民生活の安定的な維持・発展のために最低限必要なセイフティーネットとは何かが明らかにされる必要があるのではないか。またそれと同時に規制緩和という資本主義的原理の再構築に対抗するためにも、情報と金融のネットワーク化という産業革命にも匹敵すると思われる一大変革をふまえての、日本経済再構築の展望とその再構築の主体の提示が必要なのではないかと思われる。

（新日本出版社・1998年11月刊・2900円）

（会員・桜美林大学助教授）